

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

2026年8月5日（水）午後2時から午後3時まで

2 場 所

愛知県白壁庁舎 3階 多目的会議室

3 出席者

委員総数29名中22名

（出席委員）

浅野宗夫委員、池山正仁委員、石田美和委員、江崎英直委員、太田和敬委員、
太田一弘委員、大槻秀揮委員、奥村智宏委員、神谷明文委員、後藤澄江委員、
阪田征彦委員、篠崎恵美子委員、鈴木まさと委員、鈴木盈宏委員、
鈴木右委員、都築昭彦委員、中尾友紀委員、原田正樹委員、松崎俊行委員、
山本比佐子委員、山本広枝委員、横山茂美委員

（事務局）

福祉局長ほか 27名

4 議事等

（福祉企画室 柘植室長補佐）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。

私は、福祉総務課福祉企画室室長補佐の柘植と申します。

それでは、開会に当たりまして緒方福祉局長からあいさつを申し上げます。

（緒方福祉局長）

愛知県福祉局長の緒方でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、大変お暑い中、社会福祉審議会に御出席いただきありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から本県の福祉行政の推進に格別の御理解、御協力をいただきまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

近年、少子・高齢化の進展や、家族の形態や地域社会のあり方の変化などに

より、福祉を取りまく課題やニーズは、複雑、多様化しております。

こうした課題に対応するため、国においては、6月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したところであり、今後、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充に向けた施策などを進めていくこととしております。

本県においても、各福祉分野の個別計画に基づき、世代や分野を超えて多様な主体が地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目指して、各分野の様々な施策を加速させていけるよう、引き続き、委員の皆様方の御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、この審議会は、社会福祉法第7条に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するために、知事の附属機関として設置しているものでございます。

本日は、3つの議題について御審議いただき、4つの報告事項について、事務局から御説明させていただきます。

短い時間ではございますが、委員の皆様方におかれましては、本県の福祉のより一層の充実に向けまして、忌憚のない御意見を賜りますとともに、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(福祉企画室 柘植室長補佐)

次に委員の皆様方の御紹介でございます。

引き続き御就任いただいている委員の皆様につきましては、時間の都合もございまして、恐縮でございますが、お手元の委員名簿及び配席図により紹介に代えさせていただきますと存じます。

それでは、新たに委員に御就任いただいた方を御出席委員のお名前五十音順に御紹介させていただきます。

公益社団法人愛知県看護協会副会長篠崎恵美子委員、愛知県議会福祉医療委員会委員長鈴木まさと委員、愛知県児童福祉施設長会会長都築昭彦委員。

本日は欠席でございますが、愛知県医師会副会長大石明宣委員、名古屋商工会議所女性会会長川島洋子委員、愛知県市長会社会文教部会長（清須市長）永田純夫委員以上、6名でございます。

また、可知洋二委員、加藤光彦委員、山本理絵委員、渡邊佐知子委員については、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。山本広枝委員につきましては、15時に退席されると伺っております。

なお、本日は、委員29名のうち、過半数を超える22名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日配布の資料は、「次第」「委員名簿」「配席図」に続きまして、「資料1 愛知県地域福祉支援計画（仮称）の策定について」「資料2 第5期愛知県障害者計画、第8期愛知県障害福祉計画・第4期愛知県障害児福祉計画の策定について」「資料3 第10期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について」「資料4 あいち福祉保健医療ビジョンの進捗状況について」「資料5 地域医療介護総合確保基金（介護分）について」「資料6 子どもの権利に関する条例（仮称）の制定について」「資料7 子ども・若者から意見を聴く取組の実施及びその意見反映について」「資料8 専門分科会・審査部会の審議状況について」「参考資料あいち福祉保健医療ビジョン2026 概要版」「参考資料愛知県社会福祉審議会関係例規」でございます。

資料8につきましては、一部修正箇所があったため、事前に委員の皆様方にメールでお配りしていたものと差替えて机上に配布しております。御了承ください。

また、人権啓発資料としてあいち人権プランを配付しております。不足等がございましたら、お申し出ください。

（全委員）

不足等なし。

（福祉企画室 柘植室長補佐）

また、本日の会議は、公開となっております。

なお、本日は傍聴を希望された方はありませんでした。

それでは、議事に入りたいと思います。審議会におきましては、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては後藤委員長にお願いいたします。

（後藤委員長）

委員長の後藤です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、議題として「愛知県地域福祉支援計画（仮称）の策定について」をはじめ3件、また、報告事項として「あいち福祉保健医療ビジョンの進捗状況について」をはじめ4件が用意されております。

いずれも愛知の福祉にとって大変大事な事項でございます。

委員の皆様には、御専門の立場、また、各地域、各団体の立場からさまざまな御意見をいただきたいと思います。思っております。

それでは、本日の会議の円滑な運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

最初に、社会福祉審議会規程第9条第1項によりまして、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっております。

本日は、大槻秀揮委員と奥村智宏委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題（１）「愛知県地域福祉支援計画（仮称）の策定について」について事務局から説明をお願いいたします。

（福祉企画室 平野室長）

福祉企画室長の平野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、愛知県地域福祉支援計画（仮称）の策定について、説明をさせていただきます。

資料1をお願いいたします。はじめに、計画の概要でございます。

1の経緯でございます。本県では、社会福祉法第108条第1項の規定に基づき、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」を策定しております。これまで、福祉・保健・医療施策全体の基本指針である「あいち福祉保健医療ビジョン2026」を都道府県地域福祉支援計画として位置付けていたところ、同ビジョンの計画期間満了に伴い、新たに「愛知県地域福祉支援計画（仮称）」を策定します。

次に、2の計画の位置づけでございます。本計画は、これまでのビジョンと同様に「都道府県地域福祉支援計画」として、障害、高齢、子ども子育て分野の各個別計画と連携・整合を図りながら、地域共生社会の実現に向けて、取り組むべき事項を定めます。

次に、3の計画期間でございます。関連する主な計画との整合性を図るため、見直し時期の連動性を考慮し、2027年度から2032年度までの6年間といたします。

続いて、下段の左側、策定の主なポイントでございます。

今後、少子高齢化や人口減少の進行等、人口構造の急速な変化により、多様で複雑な福祉ニーズの顕在化や福祉サービスの担い手の減少が見込まれる中、本年6月に社会福祉法等の一部を改正する法律が成立いたしました。このため、法改正の内容も踏まえ、計画策定における取組推進の観点を4つに整理しております。

1つ目は、「分野にとらわれない支援体制づくり」です。市町村における包括的支援体制整備や、分野横断的、制度の狭間の課題への対応について、県の支

援を位置づけます。

2つ目は「一人ひとりの尊厳を尊重し、共に支え合う地域づくり」です。「高齢、障害、子ども・子育て分野における重点施策の推進」から「災害時の福祉支援の充実」までの5つの施策を県において、広域的に推進します。

3つ目は「地域を支える多様な人づくり」です。地域で活躍する人材の確保及び福祉人材の養成と資質向上を図るとともに、福祉の職場への就業・定着を促進します。

4つ目は「福祉サービスを支える基盤づくり」です。サービス提供の基盤となる権利擁護の推進や、サービスを提供する事業者等の質の確保を図ります。

続いて、右側にまいりまして、計画の章立てでございます。

本計画は、「第1章 計画の概要」から「第5章 計画の進行管理」までの5つの章で構成します。なお、ここには記載はございませんが、計画の進行管理につきましては、施策の評価のための指標を設定し、本審議会において、毎年度進捗状況を報告し、適切に管理をしてまいります。

続いて、計画策定体制でございます。

本計画の策定にあたっては、関連する各分野の有識者で構成する「愛知県地域福祉支援計画策定検討委員会」を設置し、御意見をいただきながら策定してまいります。本審議会の原田副委員長に、この検討委員会の委員長を務めていただき、御助言をいただきながら進めているところであり、先月7月1日に第1回目の会議を開催いたしました。会議では、地域のつながりの希薄化（孤立）への対応、福祉の担い手不足への対応、地域間格差を踏まえた市町村支援について、複数の委員から取組推進の必要性が高いとの御意見をいただきました。

最後に、今後のスケジュールでございます。

今月から10月にかけて、関係市町村のヒアリングを行いまして、11月の第2回検討委員会において、計画案の検討を行っていただき、12月から翌年1月にかけてパブリック・コメントを実施します。2月頃に、パブコメの結果を反映した計画の最終案について本審議会で御審議いただいた後、第3回検討委員会で計画を確定、3月中に公表してまいります。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

（後藤委員長）

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

（原田副委員長）

原田でございます。

今事務局の方から御説明いただいた通りですけれども、今までは、あいち福祉保健医療ビジョンという非常に範囲が大きな計画だったところを、今回は地域福祉支援計画ということで、ある程度焦点化して今日的な課題にしっかり応えられるような計画にしていこうという意味では、とてもいい取り組みだなと思っています。ただ一方で、保健や医療の分野との整合性というのも、非常に重要なところですので、そのあたりのところは事務局の方で整合性をしっかり取りながら進められるようにしてもらえればと思っているところです。

(後藤委員長)

他に委員の皆様から、何か御指摘、御意見等ございますでしょうか。

(全委員)

意見等なし。

(後藤委員長)

それでは、ただ今の御意見を参考にして計画の策定をいただければと思います。次に進めさせていただきます。

議題(2)「第5期愛知県障害者計画、第8期愛知県障害福祉計画・第4期愛知県障害児福祉計画の策定について」について事務局から御説明をお願いいたします。

(障害福祉課 吉田課長)

障害福祉課長の吉田と申します。

私からは、議題2「障害福祉に関する計画の策定」について、御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

「1」の趣旨ですが、本県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画として「あいち障害者福祉プラン2021-2026」を策定し、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

今年度、計画期間の最終年度に当たることから、関係する方々の御意見を幅広く伺いながら、次期計画を策定してまいります。

「2」は、本プランにおいて、一体的に策定する計画でございます。3つの「〇」で記載してございますが、県の障害者施策の考え方や方向性を定める「障害者計画」と、障害者・障害児に対するサービスの提供体制を確保するための取組等を定める「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」、法に基づく3つの計画を、「あいち障害者福祉プラン」として一体的に策定しております。

次期計画につきましても、引き続き、この3つの計画を一体的に策定してい

くことで考えております。

次に、「3 計画の骨子素案」です。計画の章立ては、第1章から第9章まで、現行計画と同様で考えております。第1章から第4章には、計画策定の趣旨や基本的な考え方等を、第5章では、「各分野における障害者施策の基本的な方向」ということで、表の右下に、参考として記載しておりますが、障害のある人が「地域で」、「安心して」、「自分らしく」暮らし続けるという3つの視点から、国の基本計画に準じた9つの施策分野に体系化し、本県の基本的考え方と施策の方向性を記載してまいります。第6章・第7章では、地域生活支援や相談支援体制の充実を始めとする障害福祉サービス等の提供体制の確保について、さらに、障害者総合支援法等に基づく各種サービスの見込量と確保策について記載してまいります。第8章は、第5章から第7章までに対応する成果目標を、第9章には、目標の達成状況の点検や評価等について記載する、という構成で考えているところであります。

資料の右側に移りまして、「4 計画期間」です。ページの真ん中あたりに「(参考)」として『障害福祉に係る計画の策定状況』をまとめた「表」の一番下、太枠にありますとおり、次期計画全体としては、計画期間を2027年度から2032年度まで、現行計画同様6年間といたしまして、右側の障害福祉計画・障害児福祉計画の部分を中心に、3年後の2029年度に見直しの検討をしてまいるということと考えております。

次に、「5 計画策定のスケジュール」でございます。

現在、計画骨子素案について御意見をいただいているところであり、その意見を踏まえ「計画素案」を作成し、12月頃を目途に具体的な内容を検討いただくこととしております。その後、パブリック・コメントを実施した上で、3月には、計画案の最終的な検討を行い、計画を策定、公表する予定としております。

なお、7月16日に開催しました「障害者施策審議会」では、例えば、手話通訳者の養成はもとより、手話通訳者を育てる講師となるような方の養成にもっと力を入れるべきだといった意見や、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための人材確保の取り組みをさらに進めるべきと、そういったことについて御意見をいただいたところでございます。その他、自立支援協議会を始めとした各会議体においても、障害のある方の意思決定支援の重要性など様々な御意見をいただいているところでございます。

これまでにいただいた御意見や、本日の御意見等を踏まえまして、計画素案の検討を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(後藤委員長)

今の御説明につきまして、皆様から御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(全委員)

意見等なし。

(後藤委員長)

それでは、議題(3)「第10期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について」について事務局から御説明をお願いいたします。

(高齢福祉課 加藤課長)

高齢福祉課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、第10期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について、説明させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

「1 策定の目的等」でございます。

この計画は、総合的な高齢者の福祉保健医療の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」を一体として策定するものでございます。

計画期間は3年間と定められており、現行の第9期計画が最終年度となる今年度中に、2027年度から2029年度を計画期間とする第10期計画を策定してまいります。策定にあたっては、国が定める「基本指針」に則して策定することとされております。

なお、本計画の一部を認知症基本法及び県条例に基づく認知症施策の推進を図るための計画として位置付けてまいります。

次に、「2 第10期計画の位置付け」でございます。

第10期計画では、図の右下に小さく記載のありますとおり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える一方、一番下の白丸の3行目、人口減少の進行に加え、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれることから、地域の実情に応じた中長期的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上の取組を進めてまいります。

資料、右側にお移りいただきまして「3 第10期計画における主なポイント」でございます。

「(1) 介護サービス基盤の計画的な整備」でございます。

中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた、介護サービスを安定的に提供できる体制の確保を図ってまいります。

また、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等といった地域の類型ごとに、サービス需要が様々であることを踏まえ、地域の実情に応じた持続可能なサービス提供体制を構築してまいります。

次に「(2) 地域包括ケアシステムの深化」です。

先ほども触れましたが、2040 年に向けて医療と介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口等の増加が見込まれることも踏まえ、地域の実情に応じ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

また、認知症施策については、総合的かつ計画的に取り組みを推進してまいります。

次に「(3) 介護人材確保及び職場環境改善に向けた生産性向上」でございます。

安定的な介護サービスの提供体制の確保のため、アクティブシニアを始めとした幅広い層の参入促進や、職員の離職防止などの介護人材の確保を図るとともに、事業所における業務の効率化や、介護サービスの質の向上を図るための生産性の向上に資する取り組みを進めてまいります。

次に「4 計画策定体制」でございます。

計画策定にあたり、関係各分野の方々を構成員といたします、計画策定検討委員会を設置し、幅広い視点から御意見をいただきながら策定を進めてまいります。

最後に「5 策定スケジュール (案)」でございます。

先月 15 日に、冒頭で申し上げました国の基本指針 (案) が示されましたので、その内容も踏まえまして、策定検討委員会を今月下旬以降、3 回開催し、御意見をいただくとともに、市町村計画との調整を図りながら、来年 1 月下旬からのパブリック・コメントを経て、3 月に計画の策定・公表を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(後藤委員長)

ただいまの事務局の説明につきまして、皆様から御意見や御質問等ございませんでしょうか。

(石田委員)

公募委員の石田と申します。よろしくお願いいたします。

人口が減っていく中で高齢者が増えて、介護する方の人数の確保や介護サービスの確保というのがだんだん難しくなってくると思いますが、(3)の介護人材確保のところで、参入促進がありますが、外国の方の介護人材というところは見据えていらっしゃるのでしょうか。

(後藤委員長)

今の御質問について少し御説明をお願いできればと思います。

(福祉企画室 平野室長)

福祉企画室長の平野と申します。御質問ありがとうございます。

外国人介護人材の受入れにつきましては、県において既に取り組んでおりまして、事業所で外国人の方を雇用したいということだと、コミュニケーションツールや日本語の教育のための経費を国の制度を活用して補助しています。また、受け入れるノウハウがないというお声を聞きますので、受け入れを図るためのセミナーを開催して、事業所を支援しているところでございます。

事業所が外国人介護人材を活用したいということであれば、補助金等を活用して体制を整えていただくことができるようになっております。

(後藤委員長)

他に何か御質問ございますか。

(山本委員)

愛知県母子寡婦福祉連合会の山本です。

国の補助金で、A I や I C T、介護ロボットなどを活用して介護の現場の負担を軽くする取組に対して、補助が出るという資料を見たことがあります。

今はいろいろな技術がどんどん発達していて、例えば、お風呂に入るときにリフトを使って、介護する方が腰を痛めないようにしたり、ベッドから車いすへの移乗を助けてくれる機器があったり、見守りを支援する機器があったりと、介護する方にも、介護を受ける方にも負担が少なくなるような取組が進んでいると聞いています。

こうしたものを上手に活用することで、介護現場で働く皆さんの負担が少しでも軽くなって、より働きやすい環境につながっていけば、とても良いことだと思っています。

そこで、愛知県では今、こうしたA I や I C T、介護ロボットなどの介護テクノロジーが、実際の介護現場でどのくらい活用されているのでしょうか。

また、導入したいと思っても、費用のことや使い方など、なかなか導入

に踏み切れない事業所もあるのではないかと思います。

愛知県として、現在どのような導入支援をされているのか、また今後さらに普及していくために、どのような取組を考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

（後藤委員長）

A I とかロボットとか計画の中でどのように書き込んでいく予定があるのか、という御質問だと思いますので、そのあたりあればお聞きしたいと思います。

（高齢福祉課 山内担当課長）

高齢福祉課担当課長山内と申します。介護事業所も生産性の向上の取り組みの一環の中で、介護テクノロジーの導入や、介護ロボットや見守りセンサー、ベッドからトイレ行くときに異常がわかるロボット、ベッドにセンサーを入れて、寝ているとか、起きているとか、負傷しているとかがわかる、そういったものの導入が進められていまして、そういったものの補助は県としても行っておりまして、これから生産性人口が減って、介護する人材も減ってきてということもあるものですから、そうした中で介護テクノロジーを活用した生産性の向上というのは重要なことだと思いますので、計画の中で適切に位置付けていくような形で検討を進めていきたいと考えております。

（後藤委員長）

他に何か確認されたいことございますでしょうか。

（全委員）

意見等なし。

（後藤委員長）

3つの議題につきまして無事に皆様からの御了解がいただきました。引き続きこれについては、次の審議会にも諮っていただくということで、皆さん関心をもって御意見していただけたらと存じます。

それでは次に、報告事項に移らせていただきたいと思います。本日の報告事項は4項目ということで、まずは、報告事項（1）から（4）まで事務局に続けて説明していただき、その後、まとめて御質問や御意見をお受けしたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、報告事項（1）「「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」の進捗状況について」から順に、事務局から説明をお願いいたします。

(福祉企画室 平野室長)

福祉企画室長の平野でございます。私の方からは、あいち福祉保健医療ビジョン 2026 の進捗状況について、説明をさせていただきます。

資料 4 を御覧ください。表紙の A 4 資料は、ビジョンの概要をまとめたものでございます。本県では、福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す基本指針となる「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」を 2021 年 3 月に策定いたしました。策定趣旨や位置づけは記載のとおりでございます。本日は、ビジョン策定から 5 年経過後の主な指標の進捗状況について説明させていただきます。

1 枚おめくりいただき、A3 資料の 1 ページを御覧ください。指標は、このページに記載しております、各体系における取組の進捗状況を総合的に評価する「重要評価指標」5 項目と、2 ページ以降に記載しております、各体系における主な取組の実施状況等を進捗管理する「進捗管理指標」20 項目を設定しております。

各指標の進捗については資料右上の枠にありますとおり、A の「目標を達成したもの」から、E の「未調査又は指標項目を変更したため評価できないもの」の 5 段階の評価でお示ししています。なお、2024 年度末に見直しを行い、置き換えた指標については、置き換えた時点からの進捗で評価しております。

それでは、主な指標について説明させていただきます。

まず、1 ページの一番上、重要評価指標 1 の「重層的支援体制構築市町村数」でございます。未実施市町村の取組促進のため、市町村向けの研修会を開催するなどした結果、2025 年度までに 30 市町において体制が整備され、目標を達成したことから A 評価としております。

続きまして、2 ページを御覧ください。ここから、各体系の進捗管理指標となります。まず、ともに支え合う地域づくりの指標でございます。一番上、1 の「生活困窮者自立支援法に基づく支援会議設置市町村数」については、法改正に伴い 2025 年 4 月から市町村における支援会議の設置が努力義務とされたことから、置き換えた指標でございます。支援に携わる市町村職員等を対象とする研修での働きかけなどの取組により、2025 年度は新たに 1 市が設置し、合計 23 市となったことから、B 評価としております。

続きまして、3 ページを御覧ください。子ども・子育て支援の指標でございます。一番上、5 の「あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数」については、2024 年度に事業を開始したことに伴い、置き換えた指標でございます。A I を活用したマッチングシステムを導入するとともに、マッチングから交際、成婚に至るまで、オンライン相談による伴走型の支援を実施し、2025 年度までに 36 組が成婚に至ったことから、B 評価としております。

また、一番下、8 の「こども家庭センターを設置している市町村数」につい

ては、児童福祉法の改正により 2024 年 4 月から市町村における子ども家庭センターの設置が努力義務とされたことに伴い、置き換えた指標でございます。中央児童・障害者相談センターに市町村支援担当福祉司を配置し、県内各市町村に対し設置促進に係る活動を行い、2025 年度までに 51 市町村で設置されたことから、B 評価としております。

続きまして、4 ページを御覧ください。こちらは、健康寿命の延伸の指標でございます。一番下、12 の「介護予防に資する通いの場への参加率」については、コロナ禍の影響により一時的に減少していましたが、徐々に回復傾向にあり、2025 年度は 0.1 ポイント上昇したことから、B 評価としております。

続きまして、1 ページ飛びまして、6 ページを御覧ください。障害者支援の指標でございます。一番上、17 の「グループホーム（共同生活援助）サービス見込量」については、財政的支援や事業者向けの相談会を実施する等により、量的確保、質的確保に向けた取組を行い、2025 年度の実績では目標値を達成したことから、A 評価としております。

最後に全体の説明になりますが、資料右上の枠を御覧ください。全体の進捗状況では、A 評価が 6 項目、B 評価が 17 項目、D 評価が 2 項目となりました。今後も目標の達成に向け、着実に取組を進めてまいります。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

（後藤委員長）

では、報告事項（2）のところ、よろしくお願いいたします。

（高齢福祉課 加藤課長）

高齢福祉課長の加藤でございます。続きまして、地域医療介護総合確保基金事業（介護分）について、報告させていただきます。

お手元の資料 5 を御覧ください。「1. 基金事業の概要」でございます。

この基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税の増収分を財源として創設されたもので、介護事業分は 2015 年度から実施しております。

対象事業は、（1）に記載のとおり、①-1 から⑥まで 7 項目ございますが、そのうち介護分は「③介護施設等の整備に関する事業」と「⑤介護従事者の確保に関する事業」となっております。

次に「2. 介護分の事業内容」でございます。

「①介護施設等の整備に関する事業」では、「ア地域密着型サービス施設等の整備費の助成」や「イ介護施設等の開設・設置に必要な準備経費への支援」などを行っております。

資料右側の「②介護従事者の確保に関する事業」では、「ア」従事者確保のための「参入促進」や、「イ資質向上」、「ウ労働環境・処遇の改善」を3つの柱として、取組を進めております。

続いて「3. 介護分に係る2025年度事業実績及び2026年度事業予算の概要」でございます。

「①介護施設等の整備に関する事業」の2025年度の事業実績は、「ア」に記載の「認知症高齢者グループホーム」や「看護小規模多機能型居宅介護事業所」等の整備費助成を始め、「オ」までの事業合わせて15億8,700万円余の助成を行いました。

右側2026年度の予算額は、「ア」に記載の「地域密着型特別養護老人ホーム」や「認知症高齢者グループホーム」等の整備費助成を始め、「オ」までの事業合わせて49億8,500万円余でございます。

次に、「②介護従事者の確保に関する事業」の2025年度の事業実績でございますが、「ア参入促進」では、介護に関心のある方向けに入門的研修を開催し、介護事業所からの依頼に応じて研修修了者とのマッチングを行う「あいち介護サポーターバンク」の運営や、「イ資質の向上」では、市町村や団体等が実施する「介護人材資質向上」研修の経費の助成、「ウ労働環境・処遇の改善」では、職員の離職防止等のために設置する「介護施設内保育所」の運営費の補助など、合わせて5億3,300万円余の事業を実施いたしました。

右側2026年度の予算額は、「ア参入促進」から「ウ労働環境・処遇の改善」までの事業を引き続き実施し、合わせて7億2,700万円余となっております。

今後とも、本基金を活用し、市町村や団体等と連携しながら、本県の介護の総合的な確保の推進に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

(後藤委員長)

それでは、次に報告事項(3)をお願いいたします。

(子育て支援課 鈴木課長)

子育て支援課長の鈴木でございます。私からは報告事項(3)「子どもの権利に関する条例(仮称)の制定について」、御説明させていただきます。

お手元の資料6「子どもの権利に関する条例(仮称)条例骨子(案)」を御覧ください。

こちらは本審議会の児童福祉専門分科会である愛知県子ども・子育て会議において、昨年10月から今年6月まで3回にわたり御助言いただくとともに、様々な手法により聴取した子どもや若者の意見を踏まえて作成したものであります。

また、この骨子案をお示しして、7月1日から31日までの期間、パブリック・コメントを実施したところでございます。

通常のパブリック・コメントと並行して、わかりやすい資料を用いた子ども・若者向けのパブリック・コメントも実施し、通常のは34名の方から105件、子ども・若者向けは244名の方から268件の御意見をいただきました。

骨子（案）の概要を説明いたします。

1の目的でございますが、子どもに関する施策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務や関係者の役割を明示し、子どもに関する施策の基本となる事項を定めることにより、もって子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することとあります。

2の定義につきましては、「子ども」や「子どもに関する施策」等について定義しております。

3の基本理念につきましては、児童の権利に関する条約のいわゆる4つの基本原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「子どもの最善の利益」の趣旨を踏まえたものとするともに、県や関係者が相互に連携し、協力して社会全体で子どもを支えるための取組を推進することとしています。

4から10までにつきましては、県の責務、関係者等の役割に加え、子どもに関する施策の実施に当たり市町村の協力が不可欠なことから、県と市町村とが連携していくことを記載しております。

11からは基本的施策であります。子どもの意見の反映や社会参画の推進など、この条例の目的を達成するために共通して必要となる施策を記載しております。

1枚おめくりいただき、17の子どもの権利擁護委員会であります。子ども・子育て会議において、「子どもの権利尊重の実効性を確保するために権利擁護機関が必要」といった御意見をいただきましたので、知事の附属機関として設置することとしております。子どもや保護者等からの権利侵害に関する申立てに応じて調査・調整を行うこと、調査・調整の結果を知事に報告すること等を主な役割として条例に位置付けてまいります。

資料の下半分にあります、子どもにとっての大切な権利についても、子ども・子育て会議における、「子どもの権利を具体的に書き記すことが必要」、また「子どもの権利を子どもと一緒に考えながら作るべき」との御意見を踏まえたものであります。条例づくりに参画いただく子ども・若者委員とともに作成したものであり、今後、条例の中に位置付けていくこととしております。

続きまして、資料7を御覧ください。「子ども・若者から意見を聴く取組の実施及びその意見反映について」でございます。

子ども・子育て会議において、「多くの、かつ様々な子ども・若者の意見を反映する方法を検討すべき」との御意見を踏まえて実施した、4つの取組についてまとめております。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。対面によるワークショップ、児童養護施設へ出向いての意見聴取、広く意見を求めるWebアンケート、継続して意見を聴くための子ども・若者委員とのミーティング、の4つであります。

4ページを御覧ください。意見反映のプロセスとしては、まず、ワークショップで出た意見をもとにアンケートを作成し、実施しました。さらに、アンケート等の結果を踏まえて、子ども・若者委員とのミーティングを行い、「子どもにとって大切な権利」を条例にどのように盛り込むかを議論していただきました。

アンケート等でいただいた意見をどのように条例骨子（案）に反映したのかについては、6ページから7ページに、また、子ども・若者委員とのミーティングにおける意見をどのように反映したのかについては、8ページから10ページにかけてまとめております。

これらの4つの取組に加え、先ほど申し上げたとおり、7月には、子ども・若者向けのパブリック・コメントも実施いたしました。

こうした取組はフィードバックが重要でありますので、条例を制定後、子ども・若者からの意見についてどのように反映したのか、また反映できなかった意見についての県の考え方を示した資料を改めて作成し、ホームページに掲載することを考えております。

最後に、今後の予定について申し上げます。この後、パブリック・コメントでいただいた意見を整理し、盛り込むことを検討してまいります。その上で、法規担当部局と調整して条例案を作成し、年内の議会への提案を目指し、進めてまいります。

子どもの権利に関する条例（仮称）の制定についての説明は以上になります。

（後藤委員長）

それでは、次に報告事項（4）をお願いいたします。

（福祉企画室 平野室長）

福祉企画室長の平野でございます。

それでは、専門分科会・審査部会の審議状況について説明いたします。

資料8を御覧ください。

審議状況につきましては、当審議会が開催される都度、御報告させていただ

いているものでございます。

各分科会、部会の開催状況について、昨年度の開催実績と、今年度分は、6月末時点の開催分までを掲載しております。

まず、資料の左にあります1の「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございます。昨年度及び本年度の開催状況といたしまして、資料の左下及び右上の表にまとめております。昨年度は6回、本年度は1回開催しており、審査件数、審査結果につきましては表のとおりでございます。

次に、2の「民生委員審査専門分科会」につきましては、昨年度、3年ごとの一斉改選の年度でございましたので、改選に伴う民生委員の候補者の審査について、1回開催しております。今年度は、開催予定はございません。

裏面にまいりまして、3「児童福祉専門分科会及び審査部会」でございます。「児童福祉専門分科会」は、昨年度2回、今年度は1回開催し、子どもの権利に関する条例の制定について等を審議いただいております。右側の「児童措置審査部会」につきましては、昨年度は7回開催し、被虐待児童等の処遇について、23件の審議を行っております。また、一昨年度に児童虐待による死亡事例が確認されたため、検証組織として検証委員会を設置し、昨年度は10回、今年度は4回開催し、検証を進めております。

資料2枚目にまいりまして、資料の左上の「里親審査部会」につきましては、昨年度は2回開催し、54件の審査を行っております。

続いて、「幼保連携型認定こども園審査部会」は、昨年度は1回開催し、2件の審議を行っております。資料右上の「保育所審査部会」につきましても、昨年度1回開催し7件の審議を行っております。

下の、「入所児童等意見審査部会」は、入所児童等の意見又は意向に関して調査審議するもので、一昨年度に新たに設置した部会でございます。こちらは、昨年度は、審議はなく、前年度の事業実績を書面にて報告いたしました。

最後に、「通所児童虐待等審査部会」は、虐待について事実確認等の必要な措置を講じた事案の報告を行うもので、昨年10月に新たに設置した部会でございます。昨年度は、2回開催し、8件の審議を行っております。

なお、次ページ以降に、参考資料として、専門分科会・審査部会の審議状況に係る過去10年間の推移について、表及びグラフでお示したものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（後藤委員長）

ただいま報告事項（1）から（4）まで御報告いただきました。事務局からの説明につきまして、どの報告事項でも結構でございますけれど、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。あれば挙手をしていただければと思います。

(太田委員)

愛知県老人福祉施設協議会の太田でございます。地域医療介護総合確保基金について、行政の計画等の流れについてお教えいただきたいのですが、2025年度の事業実績と2026年度の予算額を比較しますと、3倍以上の額になっているかと思うのですが、主なところで、アやイの新しい施設整備に関する部分での助成というところになってくるかと思うのですが、この比較をする中で先ほどの10期計画の流れの中でも関わってくる部分ではあるかもしれないのですが、9期計画の3か年の中で予定されていた整備数が最後の年になってきて寄せられてきているからこの大きさになっているのかというところをお伺いできたらと思います。

また、先ほどの計画の話に戻るのですが、何度も地域の実情に応じた計画を立てていくという話があって、まさしくその通りだと思うんですが、先ほどの整備数等も含めて地域の実情に応じた把握の仕方というところはどのような形で工夫をされて実情を把握されているのか、多分市町村からあがってきたものがそのままの計画になってしまっているのか、そういった現場の実際の感覚等も含めたものが計画に載せられているのかというところも含めて教えていただければと思います。

最後に、基金のお話の中で、消費税増税分が基金になっているというお話がされましたけれど、今国の方で非常に大きな報道もされていますが、もしそうなった場合にこの基金はどうになってしまうのか、ものすごい不安を感じたところであるのですが、分かる範囲で教えていただければと思います。

(後藤委員長)

御質問について、説明いただければと思います。最初の質問は資料5の介護分の2025年度の事業実績と2026年度の予算額の違いというようなことと、これと第9期の計画との関係というのがあがっていると思います。お願いいたします。

(高齢福祉課 加藤課長)

今4点御質問いただいたと思います。まず、2025年度と2026年度の決算額と予算額がずいぶん乖離があるという点、それが9期計画と繋がっているかという部分と、2つ目が地域の実情について、3つ目が消費税の減税に係る部分というふうにお伺いしたと思います。

まず1つ目でございますが、2025年度と2026年度についてですが、実は予算額自体は、昨年度も今年度も大きく差があるものではございません。ただ現在の物価高騰、特に建築資材の高騰や、施設側の様々な事情等もございまして、

補助を受けて創設、もしくは改修される施設が当初の見込みよりは減ってしまったということでございます。特に創設については、9期計画に基づいた創設をしているところでございますので、9期計画分については、10期計画に繰り越しという形で計画実施に向けて市町村とともに動いていくような状況であるかと思っています。

2つ目の地域の実情について、でございますが、担当変わらせていただきます。

（高齢福祉課 山内担当課長）

高齢福祉課担当課長山内です。地域の実情も踏まえてというところですが、例えば、今年度でいきますと市町村からヒアリングを行ったりして、市町村がどのような形で地域の需要を見込んでいるか聞き取りをして、あとは市町村が地域の需要をニーズ調査とか地域施設への需要調査とかを踏まえて、見込んだ計画を市町村の立てた計画を県の計画で集合させて、積み上げたものが県の計画になりますので、県の計画が市町村のニーズを踏まえたものになっている形になります。

（高齢福祉課 加藤課長）

只今の地域の実情につきましては、市町村との意見交換、ヒアリング等を通じてともに同じような考え方で整理をしていきたいと思えます。

最後の御質問の消費税の減税についての影響でございます。私共も消費税の減税に伴って基金がどのように動いていくか心配しているところでございます。先日発出されました、俗にいう骨太の方針と呼ばれるものでも基金事業については、必要なものを必要な分だけというような記述もございました。消費税の減税部分についての地方に対する影響についても、知事からも国に対して要請等されていくような新聞記事等を御覧になったと思いますが、おそらく地方自治体すべてが同じような考え方であろうかと思えます。引き続き国の動きを注視しながら、皆様に情報提供できるように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

（後藤委員長）

他の委員様で何か御確認、御意見等ございますでしょうか。

（後藤委員長）

これで予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

まだ少し時間が今日は残っておりますので、せっかくの機会でございますので、他に御意見等ありましたら御発言を賜りたいと思えます。

(全委員)

意見等なし。

(後藤委員長)

委員の皆様には大変貴重な御意見をありがとうございました。また、皆様の御協力を得まして会議が円滑に進みましたことにつきましてもお礼申し上げます。最後に事務局から、何かございますでしょうか。

(福祉企画室 柘植室長補佐)

事務局でございます。本日の会議の議事録でございますが、後日、発言された方に内容を御確認いただき、その後、署名者お二人に御署名いただくこととしております。その際は御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(後藤委員長)

それでは、本日の社会福祉審議会はこれにて終了いたします。どうも最後までありがとうございました。